

# 住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

## 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 【追加支援】（7万円/1世帯）のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金【追加支援】（1世帯あたり7万円）は、令和5年度住民税均等割非課税世帯や家計急変のあった世帯を支援するために支給する給付金です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり **7万円** ※1回限り

### 支給対象世帯

令和5年12月1日時点において邑楽町に住民登録があり、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯等

※ 住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯を除く。

### 申請の有無 ※世帯の状況により異なります

① 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円/1世帯)を世帯主名義で受給した世帯

② 支給要件の確認が必要な世帯

- ・ 前回3万円支給されたが、その後転入した人等がいる
- ・ 世帯に未申告の方がいる

③ 予期せず令和5年中の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入になった世帯  
(家計急変世帯)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付のお知らせ(ハガキ)が届きます

**※振込先等変更がなければ手続き不要です**

確認書  
または  
申請書が届きます

**※返信が必要です**

【申請書配布先】  
邑楽町役場  
福祉介護課  
(1階④窓口)

**※申請が必要です**

詳しくは裏面「I」へ

詳しくは裏面「II」へ

詳しくは裏面「III」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。



# 給付金の支給手続き

## I 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (3万円/1世帯) を世帯主名義で受給した世帯



- 12月中旬に給付金のお知らせ（ハガキ）が届きます。
- 振込先口座等に変更がなければ、**手続きは必要ありません。**
- 振込先口座の変更を希望する場合は、手続きが必要となります。

## II 支給要件の確認が必要な世帯 (転入などで世帯員の状況が変わった・未申告の方がいる)

- 12月下旬以降に確認書または申請書（封筒）が届きます。
- 中身を確認して、邑楽町役場福祉介護課に**返送してください。**

### 【確認事項】

- ① 世帯全員が住民税が課税されている方の扶養を受けていないこと
- ② 令和5年1月2日以降邑楽町に転入した方（非課税証明書が必要）
- ③ 世帯に未申告の方がいないこと（申告後非課税の申告書写しが必要）
- ④ 既に他自治体で7万円の給付を受けていないこと

## III 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、令和5年度 住民税課税者全員が住民税非課税相当※となった世帯 (家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯全員の年収見込額(令和5年1月～12月の収入(所得))が住民税非課税水準以下になることです。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに邑楽町役場福祉介護課（1階④窓口）に直接ご提出ください。



**!** 住民税非課税世帯等に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

邑楽町役場 福祉介護課（1階④窓口）

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加支援）」窓口



**0276-47-5022**

受付時間 平日 8:30～17:15

(土日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)を除く)